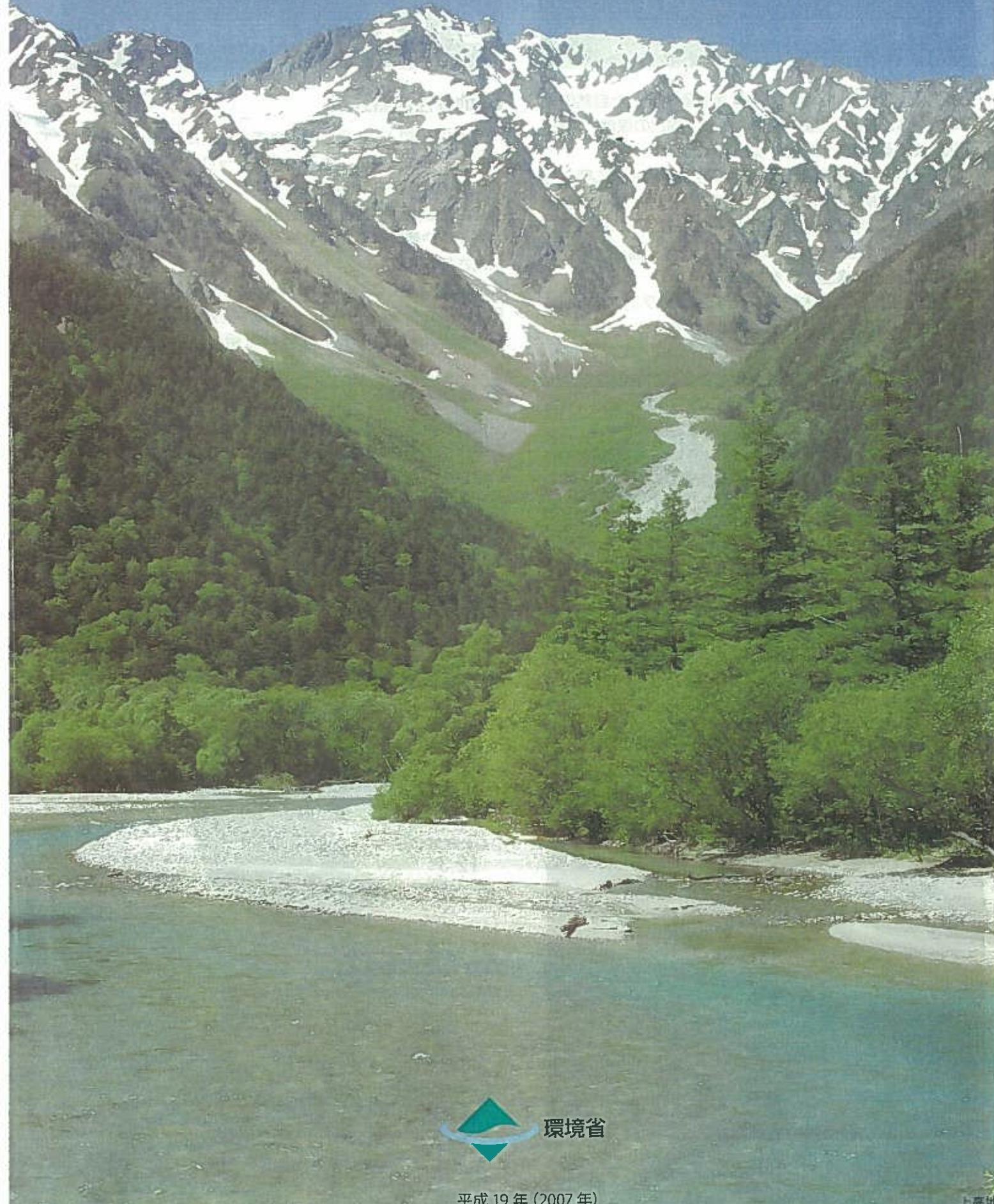


日本の国立公園

－美しい日本の自然とその継承－



平成 19 年 (2007 年)

上高地



国立公園とは

1 日本の国立公園

日本の国立公園は、我が国を代表するすぐれた自然の風景地の保護と利用の増進を図り、もって国民の保健、休養、教化に資することを目的とする制度。

昭和6年制定の国立公園法に基づき、昭和9年に第1号の国立公園が指定され、昭和32年には国立公園法を全面的に改訂し、自然公園法が制定されている。平成19年は、国立公園の歴史としては75年以上、自然公園法制定からは50年目という節目の年を迎えていた。

現在、国立公園は国内に28箇所、約207万haの地域が指定されており、国土面積に占める比率は5.5%となっている。

また、都道府県が管理する国定公園と都道府県立自然公園もあわせると自然公園が国土面積に占める比率は14%を越え、他国に比べても高い比率となっている。

また、国立・国定公園に指定されている海域面積は約130万haを越え、領海の約4%を保護している。

2 日本の国立公園制度の特徴

① 地域性自然公園

古くから狭い国土の中で土地を多目的に管理・利用してきた日本では、アメリカやオーストラリア等のように国立公園の地域を公園専用に限定せずに、土地の所有にかかわらず公園を指定できる地域制自然公園制度を採用している。イギリスや韓国等においても同様に地域制自然公園制度が採用されている。

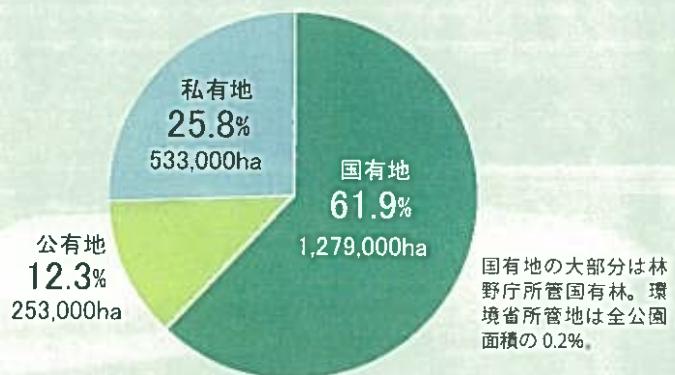
地域性自然公園内に居住する人口が多いのが特徴である。日本の国立公園は所有権、財産権や産業との調整を図りながらきめ細かい管理を行うための仕組みを作り上げている。

② 風景の保護

自然公園法での保護対象は自然の風景地であり、自然環境保全や生物多様性保全とは厳密にいえば概念が異なる。ただし、人が感じる風景とは、視覚だけでなく五感で感じるものまでが含まれており、自然を包括的に認識することにより、自然環境の保全や生物多様性の保全に大きく寄与するものである。

国立公園内では、自然の質に応じて保護と利用のためのゾーニングが定められている。

国立公園の土地所有別面積



国立公園内の人口

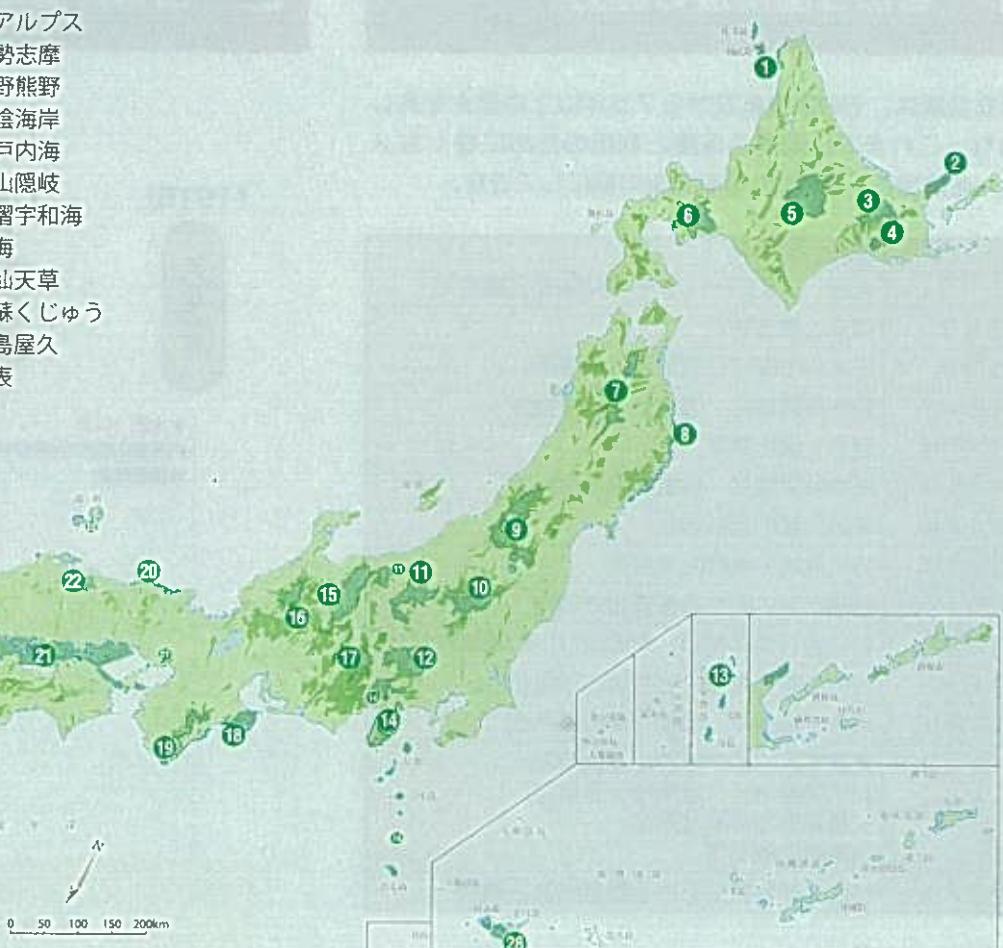
(日本はH2年度、イギリス・アメリカはH16年度)



旭岳（大雪山国立公園）

国立公園の配置

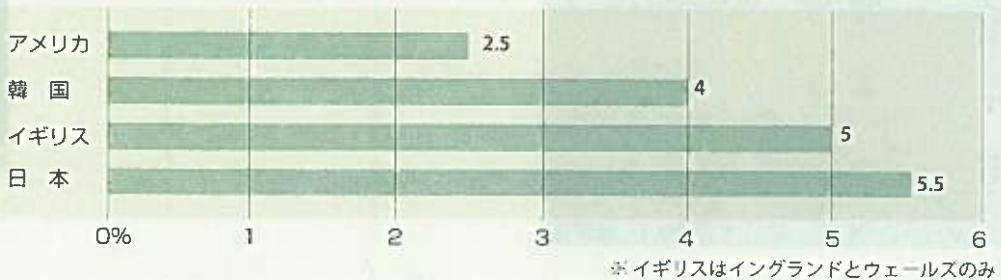
- | | |
|------------|-----------|
| 1 利尻礼文サロベツ | 17 南アルプス |
| 2 知床 | 18 伊勢志摩 |
| 3 阿寒 | 19 吉野熊野 |
| 4 釧路湿原 | 20 山陰海岸 |
| 5 大雪山 | 21瀬戸内海 |
| 6 支笏洞爺 | 22 大山櫛岐 |
| 7 十和田八幡平 | 23 足摺宇和海 |
| 8 陸中海岸 | 24 西海 |
| 9 磐梯朝日 | 25 雲仙天草 |
| 10 日光 | 26 阿蘇くじゅう |
| 11 上信越高原 | 27 霧島屋久 |
| 12 秩父多摩甲斐 | 28 西表 |
| 13 小笠原 | |
| 14 富士箱根伊豆 | |
| 15 中部山岳 | |
| 16 白山 | |



自然公園の種類

名称	指定対象	箇所数	指定面積 (千ha)
国立公園	日本を代表する自然の大風景地（国が指定）	28	2,965
国定公園	国立公園に準ずる自然の風景地（国が指定）	55	1,344
都道府県立 自然公園	都道府県を代表する自然の風景地（都道府県が指定）	309	1,961

国土面積に占める国立公園の割合 (H17年度)



国立公園の歴史

1 自然公園制度の歴史

国立公園は、その制度創設から75年以上の歴史を有しております、これまでに風景の保護と利用のために様々なメニューを追加し、きめ細かな管理を可能にしてきました。

明治 5年	世界で初めて 米国・イエローストーンに国立公園指定
昭和 6年	国立公園法制定
昭和 9年	日本初の国立公園指定（8箇所）
昭和 24年	特別保護地区、国定公園制度創設
昭和 32年	自然公園法制定
昭和 45年	海中公園制度・指定湖沼制度創設
昭和 48年	普通地域の規制強化
昭和 49年	特別地域の地種区分規定
昭和 50年	各種行為に関する審査指針策定
平成 2年	動植物殺傷等制限、車馬乗りいれ規制創設
平成 6年	自然公園等事業の公共事業予算化
平成 12年	地方分権改正、審査基準の法令化
平成 14年	責務規定に生物多様性確保追加 利用調整地区、風景地保護協定、 公園管理団体制度創設、 指定動物規制等
平成 17年	特別保護地区における動植物放出規制

2 風景評価の多様化

(1915)

大正
4年

▶大正10年
内務省の国立公園候補地調査開始

(1926)

昭和
元年

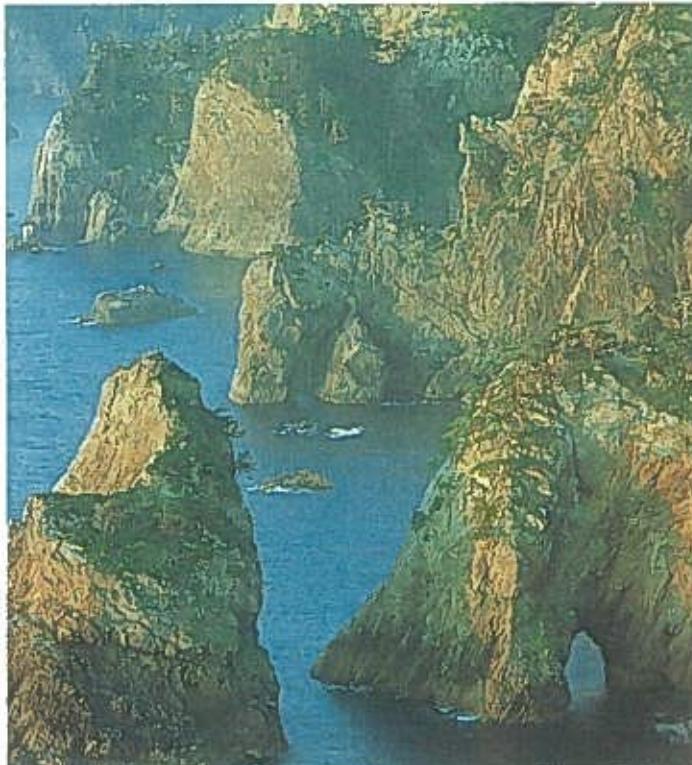
▶昭和6年
国立公園ノ選定二関スル方針
それぞれの風景型式
(主として地形)の
No1が国立公園

(1935)

昭和
10年

▶昭和11年
十和田、富士箱根、吉野熊野、大山
▶昭和17年
民の運動、鍛錬、厚生の場としての国立公園
候補地選定
道南、三国山脈、奥秩父、琵琶湖など
中部山岳、阿蘇

名所・旧跡・伝統的な探勝地



北山崎（陸中海岸国立公園）

山岳など原始性の高い自然の大風景

居住地に近接した

海蝕崖・リアス式海岸等の海の風景



西表南立公園 (S47)

国立公園は、戦前の原始性の高い山岳の大風景地や伝統的風景觀に基づく名勝地の指定から1980年代後半の広大な湿原景觀の指定まで、時代ごとのニーズに応じた指定が行われてきた。現在多様な国立公園が指定されている背景には、時代と共にすぐれた自然の風景地としての風景評価が変化、多様化してきたことがある。



国立公園の管理体制

1 国立公園を支える人々

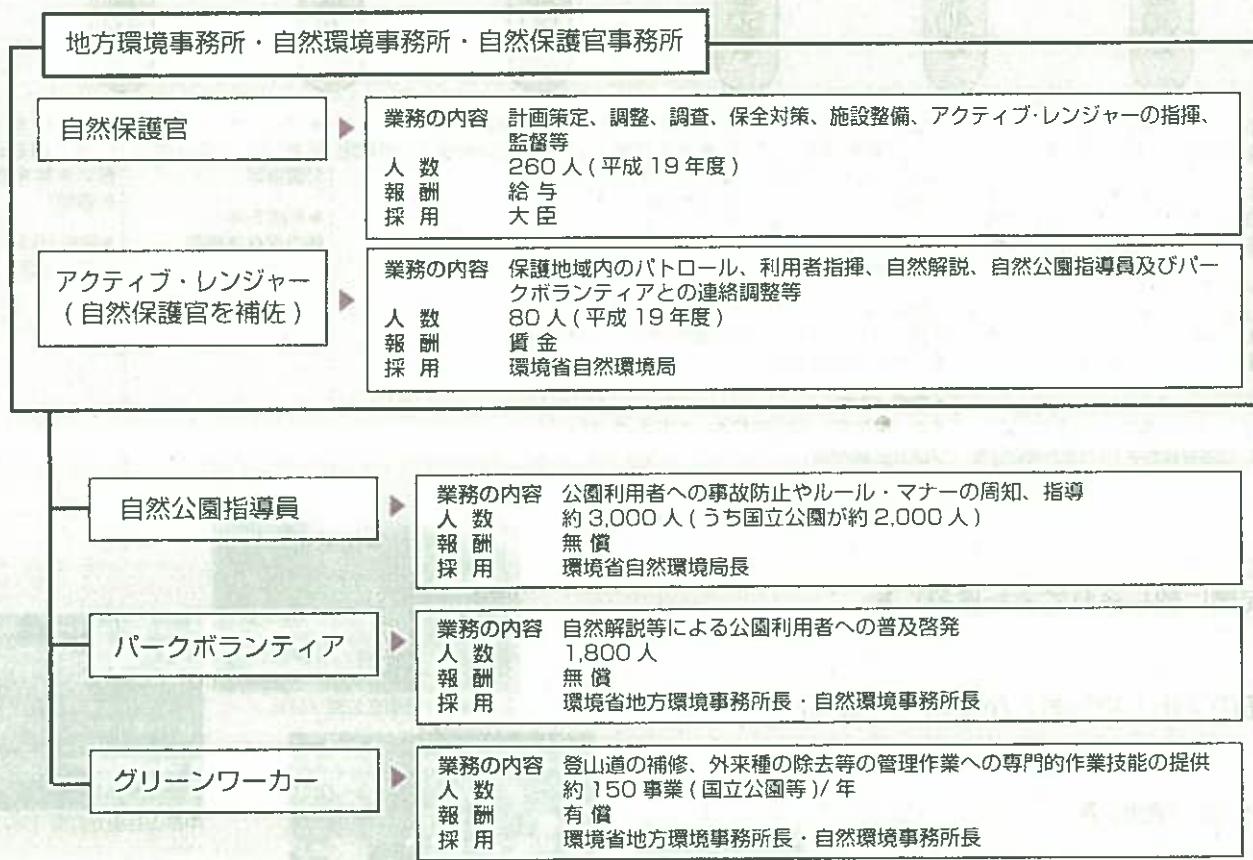
環境省では、本省においては自然環境局の国立公園課、自然環境整備担当参事官室、自然ふれあい推進室が、地方環境事務所においては通称レンジャーと呼ばれる自然保護官とアクティブレンジャーが公園の管理に携わっている。自然保

護官数は年々増加しており全国で約 260 名程度。

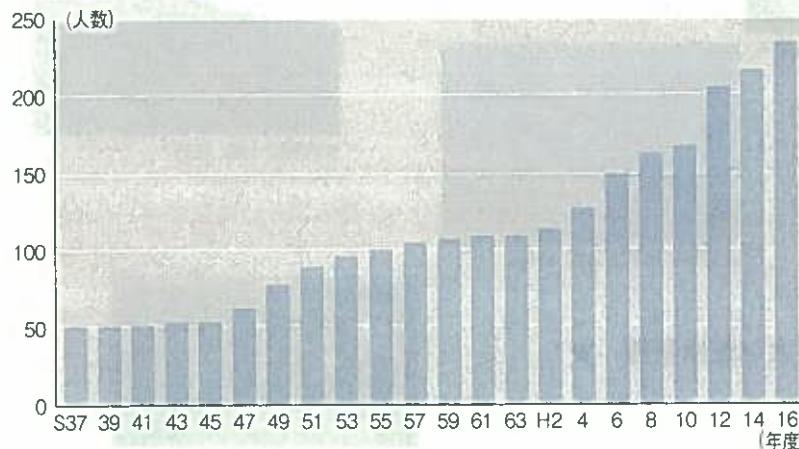
また、地域住民を中心として多くの人が、自然公園指導員、パークボランティア、グリーンワーカー事業等に携わり、国立公園の管理運営を支えている。

環境省組織

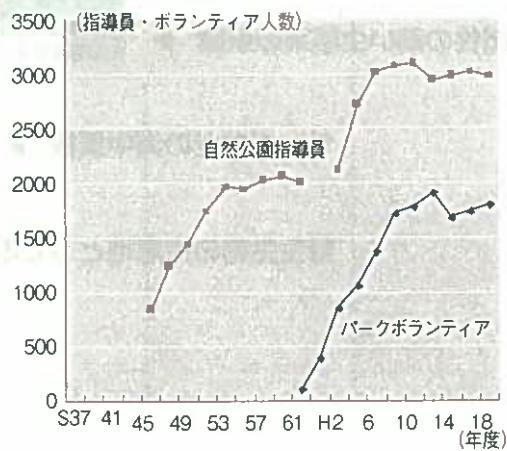
ボランティア・請負契約による雇用



自然保護官数の推移



国立公園指導員数・パークボランティアの推移



2 国立公園に関する環境省予算

環境省の国立公園関連の非公共事業予算額は増加傾向にあり、平成7年度～18年度までの間に約3倍に増加している。一方、公共事業費は非公共事業費の約10倍の規模を有するものの、平成12年をピークに減少傾向にある。

国立公園の保全整備・管理運営に投入される国の予算は、国民一人あたり約80円、国立公園利用者一人あたり約30円にすぎない。

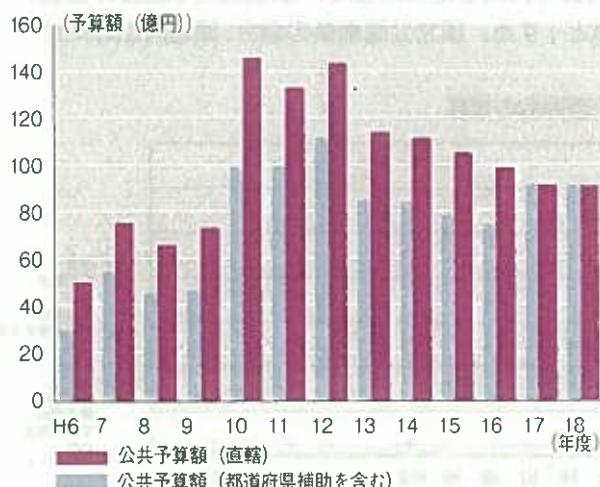
国立公園の保護・管理に関する環境省予算概要（平成18年度）

		環境省の平成18年度予算における関係事項	
		予算の概要	額（万円）
保護管理の方策検討	保護管理に係る計画策定	国立公園計画の策定・管理計画の策定・やんばる国立公園指定計画策定等	1,871
	保護管理方策の検討	景観法を活用した景観形成の推進・海域の保全方策検討・広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進	4,829
普及啓発等	普及啓発	パークボランティア活動の推進・子どもパークレンジャー事業の実施・各種イベント開催、利用推進・エコツーリズムの推進等	2,783
	利用者指導等	アクティブレンジャーの活用・自然公園指導員の活用	22,040
適正な利用の推進	利用施設の整備・維持	国所管施設の整備及び維持管理・施設整備計画地に係る調査（公共事業予算）等	765,630
	適正な利用環境の確保	知床・尾瀬・小笠原における利用適正化方策の検討・山岳トイレ等整備補助	20,386
自然環境保護	保護規制に伴う負担軽減	不許可処分に対する損失の補償	5
	生物多様性保全	指定動物の選定・外来生物対策の検討及び実施・シカ等の管理方策の検討	9,274
保護管理全般	自然再生	自然環境を再生・復元するための整備事業・自然再生事業の対象地域にかかる調査・自然再生の活動推進	153,831
	地域との協働による管理の実施	民間活動の推進・GW事業による清掃活動、歩道の管理、外来生物対策等の実施	30,164
		合計	980,649

国立公園に関する非公共予算額の推移



国立公園に関する公共予算額の推移

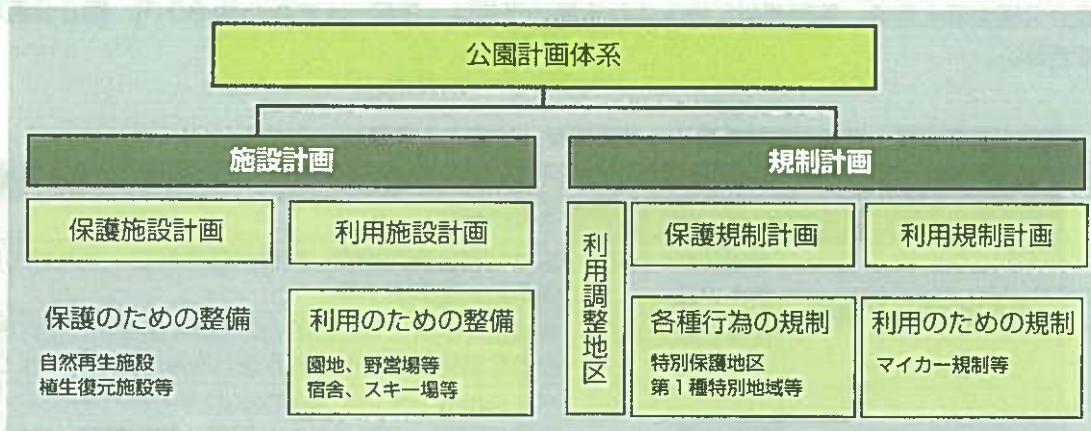


保護と利用の仕組み

国立公園では、公園ごとに定められる公園計画に従って行為の規制や施設整備等を行うことにより、自然の保護と利用の増進が進められている。

1 公園計画

公園計画は、海域や山岳などの各公園の特性に応じた風景の保護管理や運営、利用や保護のための施設整備についての基本方針を定めたものである。公園計画は施設計画と規制計画からなり、施設計画は保護の施設計画と利用施設計画から、規制計画は保護規制計画と利用規制計画、そして利用調整地区からなる。



2 行為の規制

保護規制は、風致景観の維持のため各種行為の制限を行うものである。

公園内の風景の質等に応じて、陸域は大きく特別地域、普通地域に区分され、海域は海中公園地区と普通地域に区分される。特別地域は、さらに特別保護地区と、第1種から3種までの4段階に区分され、規制の内容を変えて保護を図つ

ている。

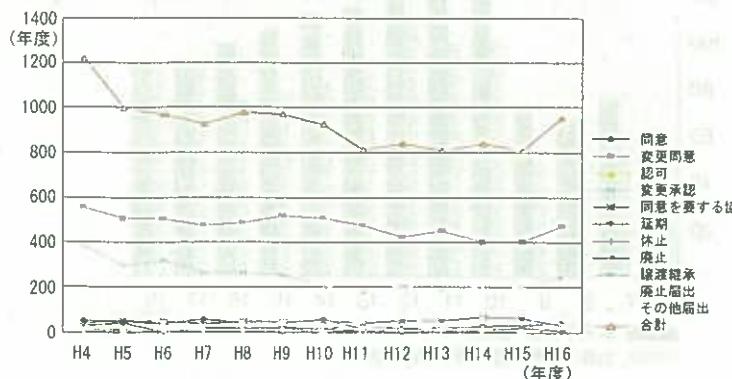
一般に、特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区では厳正な保護がなされ、学術研究目的など以外では行為は許可されない。一方、第3種特別地域は農林業との調整を図る地域とされ、森林の伐採も許可可能である。

3 公園事業

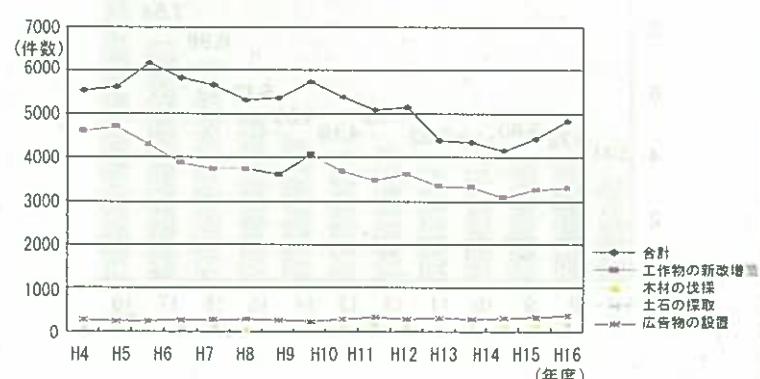
利用施設計画又は保護施設計画として決定した施設は、さらに事業内容の大綱を定めた上で、事業執行（施設の整備、管理運営など）する。国立公園事業の場合、環境大臣の同意・

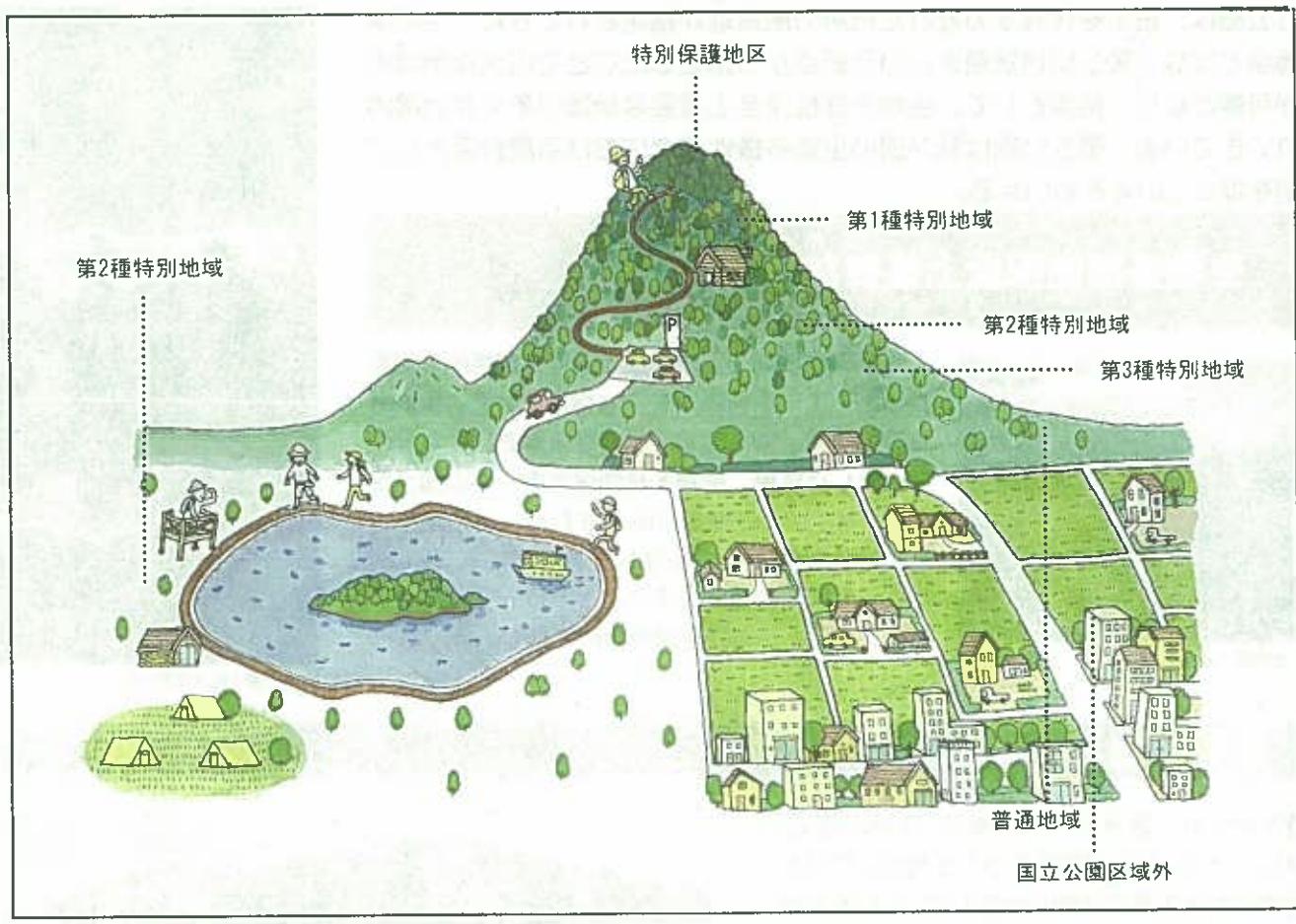
認可を受けて地方自治体・民間団体も執行可能。執行時には行為規制が適用除外となる。

事業申請処理件数の推移



国立公園內行為許可件数





国立公園の自然

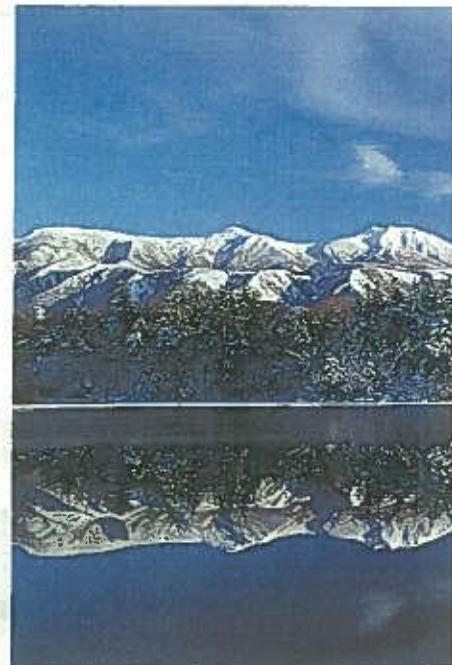
国立公園は、日本を代表する優れた自然の風景地が指定されてきた。生態学的な価値ではなく美しい自然風景という観点から指定したことで広大な地域の指定が可能となり、結果として、生物多様性保全上重要な地域の多くが公園内含まれてきている。国立公園は我が国の生物多様性保全における屋台骨としての役割を担っているともいえる。

1 生物多様性保全上重要な地域の保全



父島（小笠原国立公園）

生物相から見た地域のまとまりを概括的に把握するために、生物群集を主な指標として、生物分布の境界線、積算気温、年間降水量を用いて全国を区分した結果、生物多様性保全のための国土区分（試案）は10地域に区分された。どの国土区分にも1地域以上の国立公園が指定されている。これらの国立公園は生態系ネットワークの形成においてコアとしての役割を期待されている。

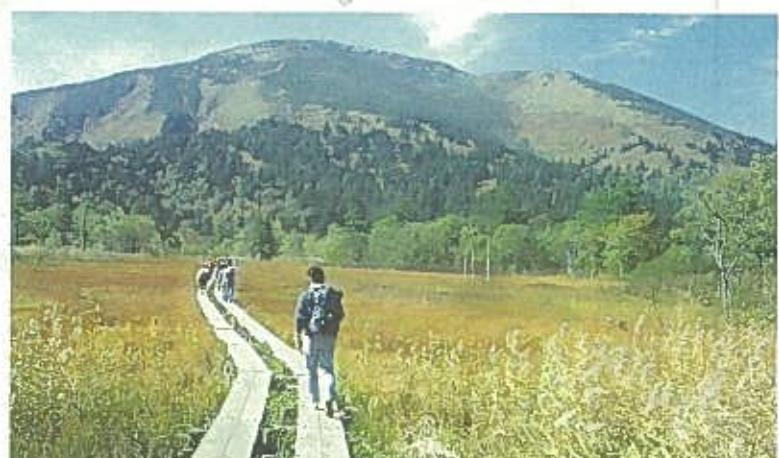


知床五湖（知床国立公園）

1. 重要湿地との重複

重要湿地とは、湿原、河川、湖沼、干潟、凧場、マングローブ林、サンゴ礁等のうち生物の生息地として規模の大きな湿地や希少種が生息している湿地のうちから重要な地域を500箇所選定したもの。

国立公園では、全国の重要湿地の15%をカバーしており、保護地域の中では最も広い面積をカバーしている。国土区分別に見ると奄美・琉球諸島等ではカバー率が低いが瀬戸内海周辺等では高くなっている。

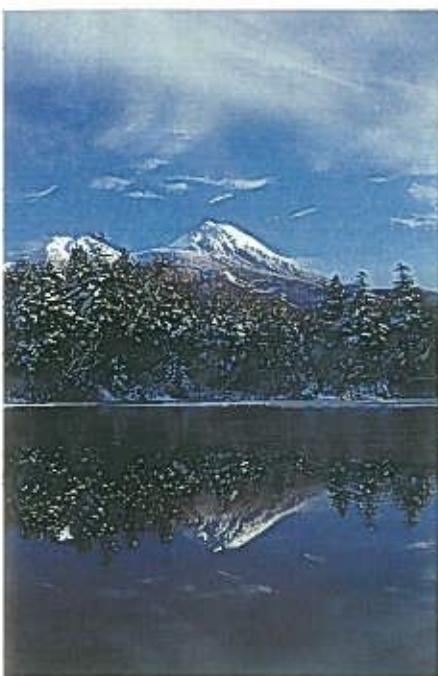


尾瀬ヶ原（日光国立公園）

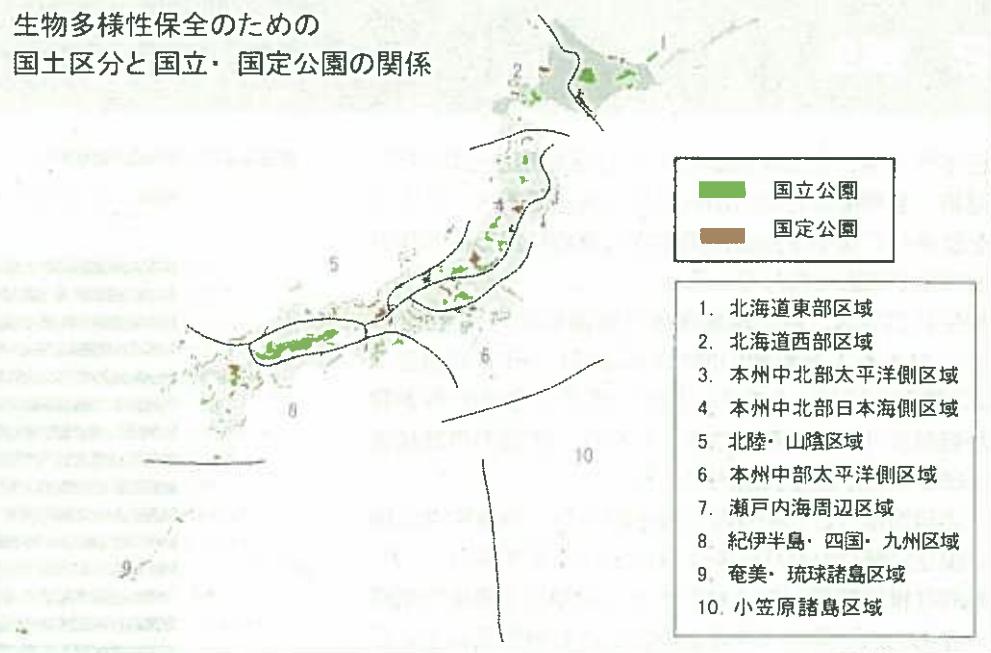


国土区分別重要湿地数（重要湿地数）





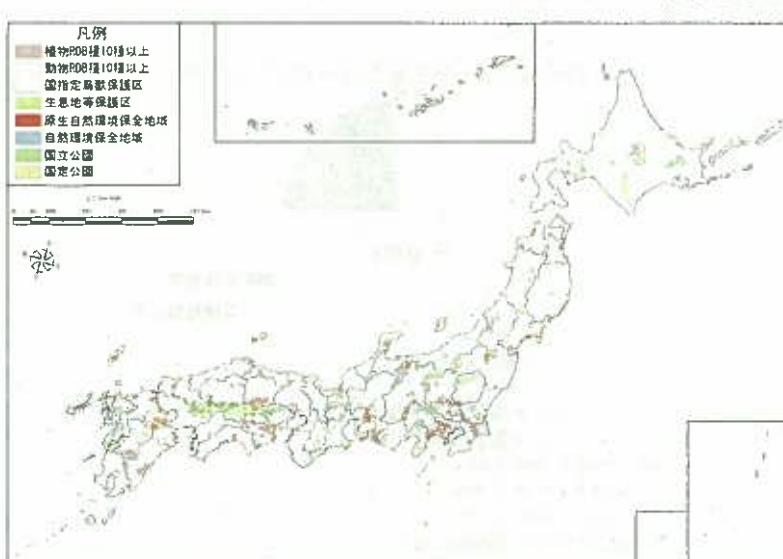
生物多様性保全のための 国土区分と国立・国定公園の関係



2. 重要地域との重複

重要地域とは生物多様性保全のための国土区分（試案）の各区域の生物学的特性を示す生態系を有する地域（重要地域 A）及び区域内の環境要因の違いにより特徴付けられる重要な生態系を有する地域（重要地域 B）として抽出された地域。

国立公園では、重要地域 A の約 1/4、重要地域 B の約半分をカバーしており、重要な地域の多くが国立公園内で保全されている。



国土区分別重要地域 B 数（重要湿地 B 数）



国立公園の自然

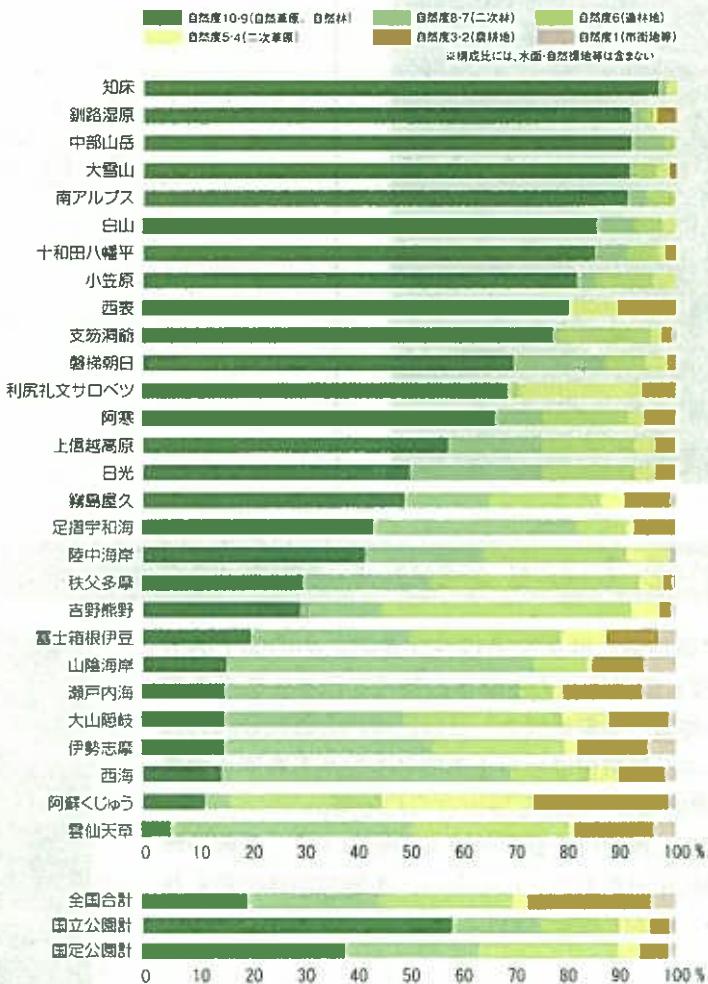
2 植生

日本列島は、南北に長いことから亜熱帯から暖温帯、冷温帯、亜寒帯までの広い気候帯を含んでおり、その違いを反映して植生帯も亜熱帯常緑広葉樹林から亜寒帯針葉樹林まで幅広く含んでいる。

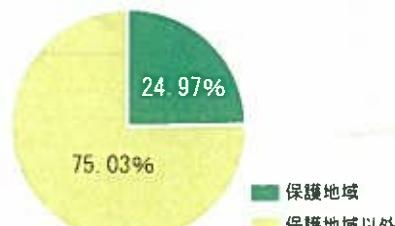
植生自然度は、自然環境保全基礎調査の結果を用い、植生に対する人為影響の度合いにより、日本の植生を10の類型に区分したもの。国立公園では全体の6割程度が自然度10・9の自然植生であり、全国の自然植生の16%以上が国立公園内である。

この自然度10・9の自然植生のうち、照葉樹林に限れば国立公園でのカバー率は6%余りにすぎない。一方、人為的な維持管理がなされてきた二次草原（植生自然度5・4）のカバー率が14%と高いことも特徴である。これは、草原景観を美しい自然風景として高く評価してきたことによる。

■ 国立公園の植生自然度別比率



保護地域による植生自然度9・10のカバー率



3 絶滅危惧種

環境省が作成したレッドデータブックに掲載されている動物・植物種が10種以上生息・生育している地点と国立公園との重なりをみると5%程度しかカバーされていない。これは、特に開発圧が大きかった平野部の里地・里山等に絶滅危惧種が集中している事などによる。



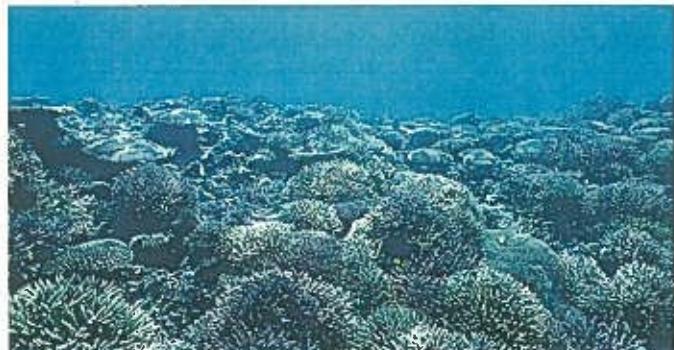
イリオモテヤマネコ



4 藻場・干潟・サンゴ礁

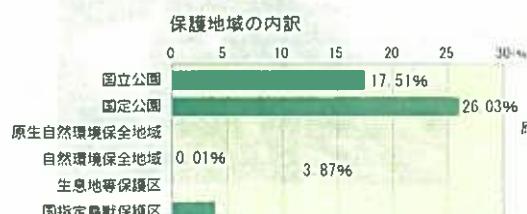
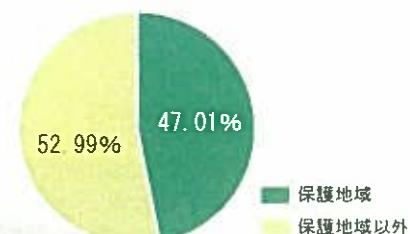
浅海域の生物多様性保全上重要な藻場・干潟・サンゴ礁について国立・国定公園との重なりをみると、藻場・サンゴ礁については4割程度がカバーされているが、干潟についてはわずかしかカバーされていない。

ただし、国立公園の海域の大半は規制の緩い普通地域であり、海中公園地区で担保されているのはごくわずかとなっている。

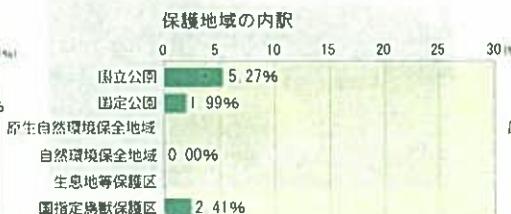
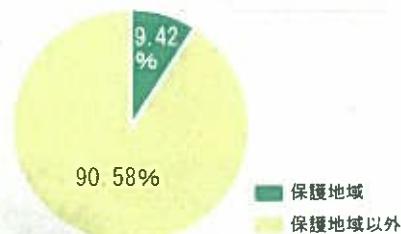


石西礁湖のサンゴ礁（西表国立公園）

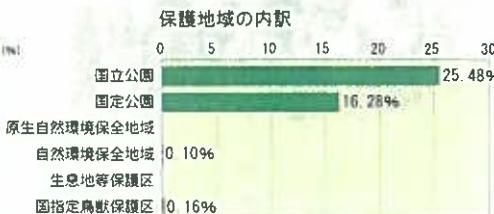
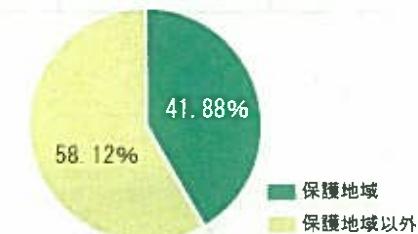
保護地域による藻場のカバー率



保護地域による干潟のカバー率



保護地域によるサンゴ礁のカバー率



国立公園の利用

国立公園には、多くの人々が自然を楽しむために訪れている。そのような自然とのふれあい活動を推進するために、様々なふれあいイベントの実施や歩道やビジターセンター等の整備が実施されている。

1 国立公園の利用者数

日本の国立公園には年間約4億人の利用者が訪れており、その他の自然公園も加えると約9億人が自然公園を利用している。

世界の主要な国立公園の利用者数を比較すると、年間利用者数の上位は日本の国立公園が占めており、世界的に見ても多くの人々が国立公園を訪れているといえる。



日本の国立公園

順位	公園名	利用者数(100万)
1	富士箱根伊豆	102
2	瀬戸内海	38
3	上信越高原	29
4	阿蘇くじゅう	23
5	日光	19
6	秩父多摩甲斐	15
7	支笏洞爺	12

日米英韓の国立公園利用者数ランキング(平成16年度)

順位	公園名	国	利用者数(100万)
1	富士箱根伊豆	日本	102
2	瀬戸内海	日本	38
3	上信越高原	日本	29
4	阿蘇くじゅう	日本	23
5	レイクディストリクト	イギリス	22
6	日光	日本	19
6	ピークディストリクト	イギリス	19



2 自然とのふれあい活動の推進と場の整備

自然とのふれあい活動推進を目的として、エコツーリズムの推進、自然とふれあうみどりの日の集いや自然に親しむ運動、自然公園大会や子どもパークレンジャー等が地域の協力の下、実施されている。また、自然公園指導員やパークボランティアのように自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保も行われている。

公園利用のための施設である歩道やビジターセンター等についても整備が進められており、平成17年度には環境省直轄事業だけで約80億円の設備整備費が投じられている。

その他にも、自然とのふれあいに関する情報をHPで提供する「自然大好きクラブ」や全国の国立公園・野生生物のライブ映像などの情報をHPで提供する「インターネット自然研究所」の運営等、様々な取組が行われている。

自然大好きクラブ (www.nats.jeef.or.jp)

インターネット自然研究所 (www.sizenken.biadic.go.jp)



上高地ビジターセンター（中部山岳国立公園）



休屋ボードウォーク（十和田八幡平国立公園）

3 利用調整地区の指定（西大台利用調整地区の例）

利用調整地区制度は、利用上核心的な自然景観を有し、原生的な雰囲気が保たれている地区において、将来にわたる持続的な利用を実現するため、利用人数の調整等を行う制度であり、現在吉野熊野国立公園の西大台地区で指定がされている。

【目的】

大台ヶ原ドライブウェイの開通による利用圧の増加等により森林の衰退が進行している西大台地区で、自然環境への負荷の増大を防ぎ、適正な利用を図ること

【区域】

吉野熊野国立公園内（右図参照）

【規制の概要】

- 1日あたりの総利用者数の上限(30～100名)
- 1グループあたりの人数の上限(10名)等



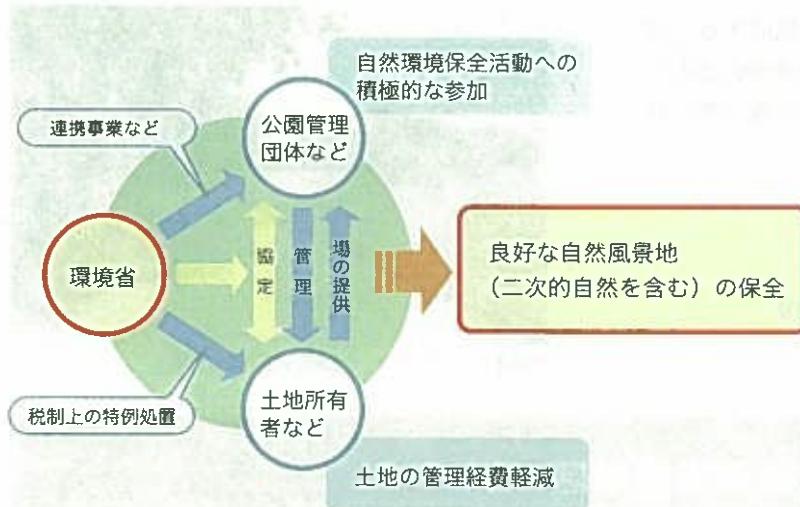
最近の取組み

国立公園においては、これまで主に規制的手法により開発の抑制などが行われてきたが、自然再生や里地里山の保全、シカ食害対策などを始めとして、能動的な管理が必要になってきている。環境省ではそれらの課題に対応するための地域の多様な主体との協働による管理運営体制の構築に努めている。

風景地の保護管理

●公園管理団体

民間団体や市民の積極的な参加により地域に密着した公園管理を推進するため創設された制度。環境大臣又は都道府県知事に指定されたNPO法人等の民間団体が公園内の登山道等施設の補修、風景地保護協定に基づく自然風景地の保護管理、公園利用者への情報提供などを行う。



●風景地保護協定

自然公園内の里山や二次草原などの良好な自然の風景地保護を図るため、土地所有者と公園管理団体等との間で協定を締結し、公園管理団体等が、草原の火入れなどの管理を行う制度である。



第1号の風景地保護協定は阿蘇の草原管理
(阿蘇くじゅう国立公園)

失われた自然の再生

●自然再生事業

過去に損なわれた自然環境の再生を行うため、自然再生事業を実施。実施にあたっては、自然再生推進法に基づく自然再生協議会を立ち上げて、環境調査を進めながら、関係者との協働による自然再生を推進。



国立公園内における
自然再生事業実施箇所
(平成18年10月現在)



野生生物管理

● 外来生物対策

- 外来生物対策を徹底するため、特に厳正な保護を図る特別保護地区内において平成18年1月より全ての動植物を放出する規制行為に追加。
- 脆弱な生態系を有する島しょ部の小笠原、西表島等において侵略的外来生物（グリーンアノール・オオヒキガエル等）の重点的な防除を実施するとともにボランティアの協力を得て外来生物の除去などを各地で実施。



オオヒキガエル



グリーンアノール

● 希少動物の保護、モニタリング

特別保護地区では全ての動物の捕獲が規制されているが、特別地域内においても特に保護すべき動物を選定し、当該指定動物の生息地保全、捕獲規制、アマチュア研究者との協力によるモニタリングの推進等を実施。

	指定動物名	規制される国立・国定公園
は虫類	タイマイ	西表国立公園、沖縄海岸国定公園（慶良間地域）
	アオウミガメ	霧島屋久国立公園（屋久島地域）、西表国立公園、沖縄海岸国定公園（慶良間地域）
	アカウミガメ	霧島屋久国立公園（屋久島地域）、西表国立公園、沖縄海岸国定公園（慶良間地域）
昆蟲類	オガサワラアオイトトンボ	小笠原諸島立公園
	オガサワラトンボ	小笠原諸島立公園
	ミヤジマトンボ	瀬戸内海国立公園（宮島地域）
	ウスイロヒョウモンモドキ	大山蔵峰国立公園（大山蔵山地域、三瓶山地域）、氷ノ山越山那岐山国定公園
	タイワンツバメシジミ（本土亜種）	西表国立公園（平戸島・生月島地域）
	ミヤマシロチョウ	八重山中城高照国定公園



アオウミガメ



オガサワラトンボ



ミヤマシロチョウ

● 大型獣（シカ）食害対策

全国的にシカなど、鹿獣による農林業や生態系への被害が増加する中、国立公園においても対策が急務。環境省等と関係者と協力して、知床、尾瀬、大台ヶ原においてシカ食害による生態系被害対策が実施。



最近の取組み

地域との協働による管理

● グリーンワーカー事業

地域の自然環境に詳しい地域住民等を雇用して、国立公園内の美化清掃、登山道補修、外来生物除去等国立公園の管理の質の向上を図るために平成13年度より開始された事業。

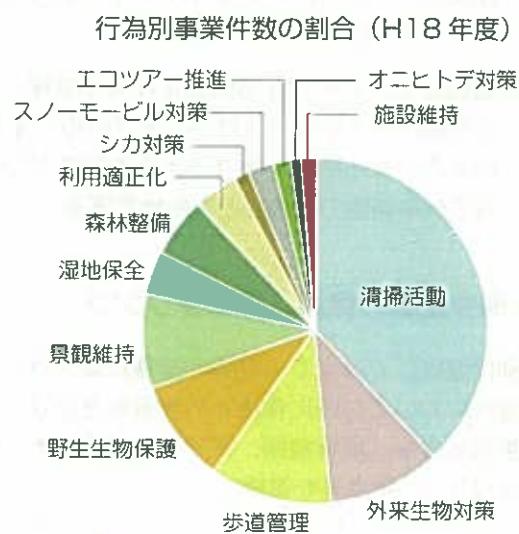
活動内容は、外来生物対策、歩道管理、野生生物保護、景観維持、森林整備等、幅広い事業を実施。平成18年度の事業費は約3億円で合計185件の事業を実施した。



スノーモービル乗り入れ禁止区域での指導



山頂での埋設ゴミの回収



● 管理方針検討調査

国立公園内の個別の課題に対し、専門家、地元関係者の参画した検討会で対応を検討。

- (例：・仲間川マングローブ林被害防止対策　・阿寒湖のマリモ・水環境の保全管理
・戦場ヶ原シカ柵設置の管理方針検討等)

● 山岳トイレ等整備補助事業

山岳地域等の条件不利地において山小屋等のトイレを環境保全型トイレに再整備する場合にその経費の半部を補助する制度。

自然公園内での山小屋は約400件あり、平成18年度までに約80箇所で整備済。

山岳トイレの整備箇所数



不適切なし尿処理の例(上)と
バイオトイレ(下)

今後の取組（H19年度～）

今後、下記の取組を実施予定。

● 広範な関係者との参画による 魅力的な国立公園づくり推進事業

魅力ある国立公園づくりを実現するためには、国、地方公共団体、地域住民、NPO法人等の公園管理を担う関係者が円滑に参加・協働するとともに、国立公園の自然環境の状態や各主体の取組状況を踏まえて、公園毎に目標すべき目標や目標を実現するための計画を策定し、適切に管理していくための仕組み・体制を構築することが必要である。

本事業は、広範な関係者の参画による協議会等を設立し、国立公園のビジョンや行動計画等の策定を協働で行いながら、公園の管理水準を向上させることを目的にしている。平成19年度より、尾瀬・白山・石垣等の数地区においてモデル的に事業を開始するとともに、各種計画体系の見直し等もあわせて実施する。

● 国立・国定公園総点検事業

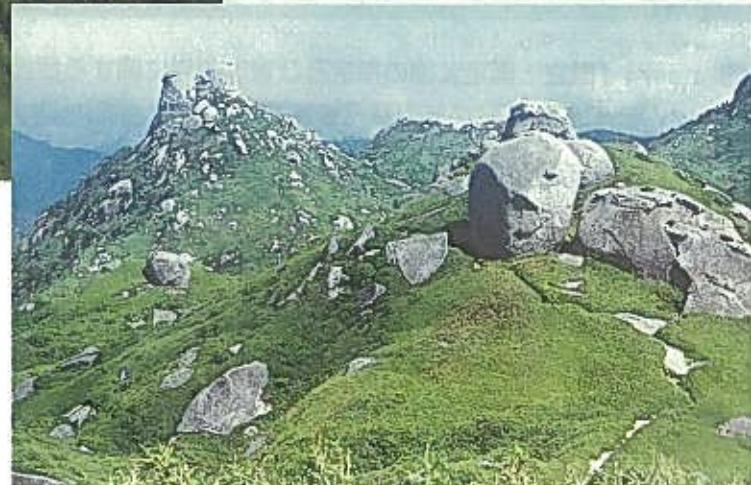
国立・国定公園はその選定基準が定められてから半世紀以上が経過しており、その間に自然環境や社会状況、風景評価の観点等に大きな変化が生じている。

そこで、既存の国立・国定公園の評価・分類を行うとともに、すぐれた自然の風景地について再評価を行うことにより、新たな国立・国定公園の指定の検討、既存の国立・国定公園の見直しを行う。

- ① 国立・国定公園の風景、生物多様性、公園利用等のデータ収集
- ② 評価クライテリアの再検討
- ③ 全国の国立・国定公園を対象とした指定区域や公園区域の再評価実施と保護管理すべき地域の抽出



槍・穂高連峰（中部山岳国立公園）



宮之浦岳（霧島屋久国立公園）



これからの国立公園

環境省では、これからの国立公園のあり方について検討会や懇談会を開催する等して検討を進めている。今後、必要に応じて制度改正も検討予定。

1 「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」

目的 : 国立・国定公園の今日的な役割を踏まえ、指定区域はどうあるべきか国立公園の管理運営はどうあるべきか等について検討を行った。それぞれの課題は相互に関係することから、全体検討会で情報を共有しながら、2つの分科会において検討を行い、提言という形でとりまとめを行った。

開催時期 : 平成17年10月～平成18年2月

会議構成 :

- 検討会(2回)
- 指定に関する分科会(3回)
- 管理運営に関する分科会(3回)

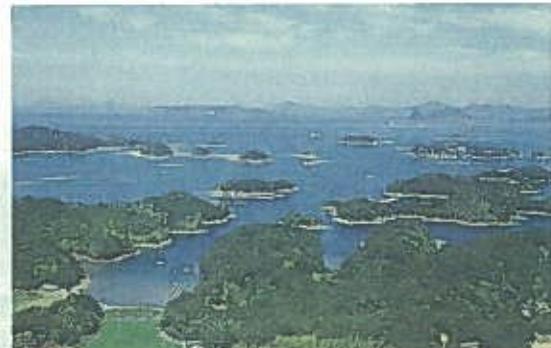
委員構成 : 学識経験者20名

2 「国立・国定公園に係る海域の保全及び利用に関する懇談会」

目的 : 国立・国定公園における優れた自然の風景地の保護と利用の増進のために海域で必要な対策についての基礎的な勉強を行うため、国立・国定公園内を中心とした海域の景観、生物多様性及び利用に関する現状と課題等について幅広くご意見を頂いた。

開催時期 : 平成18年1月～3月(2回開催)

委員構成 : 学識経験者12名



英虞湾(伊勢志摩国立公園)

3 国立・国定公園のあり方に関する意見募集

目的 : 「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」を踏まえ、今後の国立・国定公園のあり方について広く一般からの意見募集を行った。

期間 : 平成18年3月9日～4月27日

(制度改正・運用の

国立・国定公園の指定及び 管理運営に関する提言の概要

— 時代に応える自然公園を求めて —

I はじめに / II 国立・国定公園の現状 / III 国立・国定公園に関する課題

IV 国立・国定公園が目指すべき姿

国立・国定公園は、我が国のすばらしい自然の風景地を守り、次世代に伝えていくもの。公園での体験を通じて国民の豊かな心を育てる。国土の保全上の観点、また、文化的観点からも国の基盤をなすもの。

国土全般を評価し直して適切に配置した上で、国民全体で守り利用していく仕組みを構築。また、国際的にもPRし、諸外国の模範となることを目指すべき。

V 国立・国定公園の指定に関する提言

♣ 「すぐれた自然の風景地」の評価の多様化への対応

時代に応じて高く評価される自然の風景は多様化していることから、現在のニーズに照らして、「照葉樹林」、「里地里山」、「海域」等について、評価を進める。具体的には、奄美群島、やんばる地域について、国立公園指定を視野に入れてより詳細に評価。

♣ 国民の利用の視点に立った公園指定

国立・国定公園の存在の意義、多面的な役割を国民にわかりやすく発信。その観点からの区域の見直しも必要。

♣ 国立公園と国定公園の役割の明確化

国立公園は我が国を代表する自然の風景地として厳選。国定公園は、地域の自然風景地を保全する役割も担うことも検討。

♣ その他

生態系ネットワークにおける役割を考慮して配置を検討。

VI 国立公園の管理運営に関する提言

— 地域制国立公園の管理運営のあり方 —

地域制自然公園は、多くの関係者の協力によって充実した管理運営を行うもの。特に、地域との連携は重要であり、国立公園が地域にとって重要な存在となるよう、地域振興にも配慮した適切な利用を推進。

協議会等による関係者の参画による管理運営の手法等について提言。

< 提言項目 >

- ♣ 公園の提供するサービスの明確化
- ♣ 多様な主体の参画による計画策定と管理運営
- ♣ 科学的データ整備、評価システム及び順応的な管理運営
- ♣ 利用の推進と地域振興
- ♣ 周辺地域との連携
- ♣ 国民・住民に対する説明責任
- ♣ 環境省の体制整備

VII 提言をまとめるにあたって

見直しに関する検討)



洞爺湖



〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

<http://www.env.go.jp/>

© Ministry of the Environment 2007

この冊子は再生紙を使用しています。